

令和 2 年 9 月 定例会

# 富士山南東消防組合議会会議録

令和 2 年 8 月 13 日

富士山南東消防組合議会

## 令和2年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録目次

(8月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者	1
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○諸般の報告	3
○会期の決定	3
○会議録署名議員の指名	3
○認第 1号 令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について	4
○議第16号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案(第1号)	6
○富士山南東消防組合議会議員の派遣について	8
○一般質問	8
○閉会の挨拶	19
○閉会の宣告	20
○署名議員	20

## 令和2年富士山南東消防組合議会9月定例会会議録

### 議 事 日 程

令和2年8月13日（木曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 認第 1号 令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について  
日程第 4 議第16号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）  
日程第 5 富士山南東消防組合議会議員の派遣について  
日程第 6 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定  
日程第 2 会議録署名議員の指名  
日程第 3 認第 1号 令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について  
日程第 4 議第16号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）  
日程第 5 富士山南東消防組合議会議員の派遣について  
日程第 6 一般質問
- 

### 出席議員（10名）

1番	杉 澤 正 人 君	2番	堀 江 和 雄 君
3番	柏 木 豊 君	4番	井 出 春 彦 君
5番	藤 江 康 儀 君	6番	川 原 章 寛 君
7番	松 田 吉 嗣 君	8番	佐 野 利 安 君
9番	杉 山 茂 規 君	10番	土 屋 主 久 君

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者

管 理 市 者 長	豊 岡 武 士 君	副 管 理 市 者 長	高 村 謙 二 君
副 管 理 町 者 長	池 田 修 君	代 表 監 査 委 員	加 藤 寛 治 君
消 防 長	風 間 光 明 君	消 防 次 長	一 之 瀬 徳 博 君

三島消防署長 久保田 真 雄 君 裾野消防署長 佐野 利 信 君  
長泉消防署長 加藤 浩 昭 君 総務課長 羽田 浩 二 君  
予防課長 下山 和 典 君 警防救急課長 鈴木 清 明 君  
通信指令課長 檜 田 晃 君

---

**議会事務担当職員**

書記長 高村 新 一 君 書記 草間 昌 彦 君  
書記 小野 菜々子 君

---

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（松田吉嗣君） 出席議員が定足数に達しましたので、これより令和2年富士山南東消防組合議会9月定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（松田吉嗣君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（松田吉嗣君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者及び監査委員宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。  
本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

---

◎会期の決定

○議長（松田吉嗣君） これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、5番 藤江康儀君、6番 川原章寛君の両君を指名いたします。

◎認第1号 令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第3 認第1号 令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程いただきました認第1号 令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算の認定について提案理由を御説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第1項の規定により調製いたしました歳入歳出決算につきまして、同条第2項による監査委員の審査に付し、その意見をつけて同条第3項の定めるところにより議会の認定をいただきたく御提案を申し上げるものでございます。

初めに、決算の概要を申し上げます。

お配りしております令和元年度歳入歳出決算書の30ページ、こちらを御覧いただきたいと思います。

令和元年度の富士山南東消防組合会計歳入歳出につきましては、歳入総額32億7,054万699円、歳出総額は32億1,191万1,961円、歳入歳出の差引き額は5,862万8,738円となります。

繰越明許費等翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、同額の5,862万8,738円が実質の収支額となります。

続きまして、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

決算書の8ページ、9ページのほうへお戻りいただければと思います。

歳入歳出の決算事項別明細書でございますけれども、1款分担金及び負担金は収入済額25億4,745万7,723円でございます。構成比につきましては77.9%で、内容につきましては、構成市町からの負担金でございます。詳細については、右側備考欄を御覧いただければと存じます。

次に2款使用料及び手数料につきましては、収入済額391万7,090円で構成比は0.1%となっております。これにつきましては、管内の危険物施設などの許認可事務手数料が主なものとなります。

次に、3款国庫支出金でございます。収入済額4,585万4,000円で、構成比が1.4%、救助工作車の整備に対します緊急消防援助隊設備整備費補助金でございます。

続きまして、4款県支出金でございます。収入済額は2,127万4,000円で構成比は0.6%でございます。全額が県の一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金でございます。

次に10ページ、11ページを御覧いただければと思います。御覧ください。

6款寄附金でございますが、収入済額は5,070万円、構成比は1.5%でございます。内容としましては、救急業務に資する目的で3件の御寄附を頂いたものでございます。

次に7款繰越金は、平成30年度会計の繰越金といたしまして4,441万2,277円を収入しております。構成比は1.4%となっております。

次に、8款諸収入でございます。収入済額は5,422万5,609円で、構成比は1.7%でございます。内容といたしましては、派遣職員の人件費負担金のほか、高速道路による救急業務に係る支弁金が主なものとなります。

次に12、13ページ、こちらのほうを御覧ください。

9款組合債でございます。収入済額は5億270万円でございます。構成比は15.4%で、裾野消防署伊豆島田分署建設に係る組合債と三島消防署配備の救助工作車整備に係る組合債となります。

以上によりまして、歳入合計は予算現額32億8,354万3,000円に対しまして、収入済額32億7,054万699円でございます。

続きまして、歳出の主なものを御説明申し上げます。

決算書、歳出につきましては14ページから29ページとなりますが、まず初めに14ページ、15ページ、こちらを御覧ください。

1款議会費でございます。支出済額は72万5,233円でございます。内容は、組合議会に関わる議員報酬及び筆耕翻訳料等が主なものでございます。

次に、2款総務費でございます。総務費につきましては、16ページから19ページに記載がございます。

支出済額は1億9,838万5,666円、構成比につきましては6.1%でございます。内容につきましては、事務系機器及びネットワークの使用料のほか、職員の被服整備に係る消耗品費や健康診断委託料、静岡県市町総合事務組合への職員退職手当事務負担金などが主なものでございます。

次に、3款消防費でございます。消防費につきましては、20ページから25ページ、こちらのほうを順次御覧いただければと思います。

支出済額は30億917万9,752円で、構成比につきましては93.7%となります。内容は、消防職員の人件費や消防救急業務の活動に係る経費などのほか、通信指令センターの運営に係ります通信指令システム及び消防救急デジタル無線の保守経費並びに各種回線の使用料、また、消防施設の整備に係る工事請負費と消防車両等の整備費などが主なものでございます。

次に、26、27ページ、こちらのほうを御覧ください。

4款公債費でございます。支出済額は362万1,310円で、構成比は0.1%で、組合債の償還元金及び償還利子でございます。

次に、28、29ページ、こちらのほうを御覧ください。

5款予備費でございます。予備費は93万6,126円を3款消防費、1項消防費、1日常備消防費の11節需用費に充用させていただいております。

以上によりまして、歳出合計は予算現額32億8,354万3,000円に対しまして、支出済額32億1,191万1,961円で、97.8%の執行率となっております。

なお、別冊としてお配りしております令和元年度主要な施策の成果と予算執行状況報告書も併

せて御確認いただきますようお願いいたします。

以上、令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 次に監査委員から、決算審査の報告をお願いします。

加藤代表監査委員。

○代表監査委員（加藤寛治君） ただいま上程になりました認第1号 令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算について、監査委員を代表して審査結果を御報告申し上げます。

審査の結果でございますが、決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係帳簿及び証書類と符合し正確であり、令和元年度における収支決算額を適正に表示しているものと認めましたので御報告申し上げます。

審査結果の詳細につきましては、お手元に配付されております令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算審査意見書に記載してありますので、御参照いただきたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の結果報告といたします。

○議長（松田吉嗣君） 以上で当局からの説明並びに監査委員の報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめどとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより、本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより認第1号 令和元年度富士山南東消防組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

原案どおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、認第1号は原案どおり認定されました。

---

#### ◎議第16号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第4 議第16号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を議題といたします。



本件について、当局から提案理由の説明を願います。

風間消防長。

○消防長（風間光明君） ただいま上程になりました議第16号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入予算の補正を行おうとするものでございます。これは、令和元年度富士山南東消防組合会計の歳入歳出差引き額を前年度繰越金として歳入しましたことから、構成市町の負担金を減額するとともに、県支出金の補助事業に変更がございましたので、組替えを行おうとするものでございます。

それでは、歳入補正予算事項別明細書により説明させていただきます。

4ページ、5ページのほうを御覧いただければと思います。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目市町負担金でございますが、令和元年度の繰越金を繰り入れることから、三島市が2,996万5,000円、裾野市が1,539万5,000円、長泉町が1,326万7,000円、合わせて5,862万7,000円を減額し、市町負担金を25億1,465万8,000円にしようとするものでございます。

6ページ、7ページを御覧ください。

4款県支出金、1項県補助金、1目消防費県補助金の額の変更はございませんが、県の補助事業であります一部事務組合等防災力充実強化総合支援事業費補助金が地震・津波対策等減災交付金に統合されましたことから、同交付金を細節に新設し、1,354万9,000円全額を組み替えようとするものでございます。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、こちらは昨年度の繰越金5,862万7,000円を繰り入れ、5,862万8,000円に増額しようとするものでございます。

以上で議第16号 富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第16号 令和2年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第1号）を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第16号は原案どおり可決されました。

---

◎富士山南東消防組合議会議員の派遣について

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第5 富士山南東消防組合議会議員の派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の資料のとおり、ブーム付き多目的消防ポンプ自動車及び大規模水害に関する調査研究を実施するに当たり、本組合議会の全議員を派遣することについて、会議規則第108条の規定により、承認を求めるものであります。

お諮りいたします。本件について派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

---

◎一般質問

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第6 一般質問を行います。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁を含め40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

通告者は2名であります。

4番、井出春彦君の発言を許します。

井出春彦君。

〔議員 井出春彦君登壇〕

○議員（井出春彦君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

皆さんのお手元にはもう配付されていると思いますが、この内容等々で質問させていただきます。

それでは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今もひたひたとこの東部にコロナ菌が来ているのかなというふうに実感しております。そんな中で、三島、裾野、長泉町では、様々な経済的支援、また拡大防止等々の対応をしています。南東消防組合もいろいろと対応、対策をしていると思いますが、管内の住民の方々の安心安全の意味で、感染防止、搬送、災害、広報の4項目について伺います。

それでは、まず最初に感染防止についてお伺いいたします。

署員の感染防止、また、感染した場合はどのように対応するのか、内勤者と隊員、救急隊員とそれぞれの対応、対策がありましたらお伺いいたします。個別でなければ、全体でもお伺いいたします。なければ、全体でお伺いいたします。

また、各支署、三島、裾野、長泉と各防災課、消防団等のすみ分け、連携、取組がありましたら併せてお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） それでは、まず署員の感染防止、感染した場合の対応についてお答えさせていただきます。

2月の段階で厚生労働省から発出された新型コロナウイルス感染症についての対応及び相談、受診の目安に基づき、職員に対して感染した場合の職場への報告、発熱等の風邪症状が見られるときは無理をせず休暇を取得するよう促し、毎日の検温、マスクの着用、アルコールなどによる手指消毒などの感染防止について周知いたしました。その後、感染の拡大とともに職員に対し感染防止を啓発し、消防本部で実施するイベント等は、参加者の感染防止だけではなく、消防署にウイルスを持ち込まないようにするため、中止といたしました。

さらに、4月7日に緊急事態宣言が発せられましたことから、各署所受付にビニールシートの貼付などの感染防止対策、並びに消防本部におきましては、緊急事態解除宣言後に平常に戻しましたが、3密防止といたしまして、総務課の一部職員を3階に移動させ勤務させるなどの対策を講じました。

現在、職員に対しましては、新しい生活様式へ行動変容するよう促すとともに、適切な勤務時間の管理、一人一人が十分な栄養摂取と睡眠の確保など、一般的な健康確保措置の徹底を周知し、職場においてはマスクの着用、受付ビニールシートの貼付、アルコール消毒薬の設置、定期的な換気などの感染防止対策を継続しております。

今後につきましては、総務省消防庁からの通知、静岡県の実施方針などを注視し、感染防止に努めてまいります。

また、職員が感染した場合、あるいは感染の疑いがある場合は、保健所の指示に従った対応とする予定でございます。また、多くの職員が罹患した場合などは、消防長が本部長となっております富士山南東消防本部新型コロナウイルス感染症対策本部にて、新型コロナウイルス感染症対応業務継続計画、いわゆるBCPでございますが、そのBCPに基づき、段階的に業務体制の縮小、停止を含めた非常時勤務体制に移行してまいります。

また、各消防署と構成市町の連携でございますが、緊急事態宣言が発出されましたときに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条、35条に基づきまして、市町の対策本部に各消防署の副署長を本部員に充て、現在においても対策本部開催の都度参加し、情報の共有を図っているところでございます。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） 消防職員というのは基本的に体が大事だと僕は思っています。十分、幾ら体は自分は平気だというふうにいっても、このコロナというやつはひたひたと寄ってきて、阪神の某ピッチャーみたいに体がしっかりしている人でもうつるといふのがありますから、ぜひ署員にもう一步踏み込んだ周知をお願いしたいと思います。

それでは、次に、搬送についてお伺いいたします。

コロナに感染してしまった患者さん、また、似ている症状で患者さんの病院への搬送はどのように対応しているか、当然、事前に病院、保健所との取決め事があると思いますが、対応をお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 鈴木警防救急課長。

○警防救急課長（鈴木清明君） それでは、新型コロナウイルス感染症に感染してしまった患者さん、また似ている症状の患者さんの病院への搬送及び病院、保健所との事前の取決め事項についてお答えをいたします。

まず、救急業務と新型コロナウイルス感染症との関わりについては、総務省消防庁通知により、新型コロナウイルス感染症は感染症法が準用されるため、都道府県知事が入院を勧告した患者、または入院をさせた患者の医療機関までの移送は都道府県知事が行う業務とされているため、基本的に消防機関が新型コロナウイルス感染症として確定している患者さんの救急搬送を行うことはありません。

ただし、通常の救急業務において患者を搬送後、その患者が新型コロナウイルス感染症に感染していたと判明する場合や現場到着後感染が疑われる症状を確認することもあり得ることから、全ての救急出動において、サージカルマスク、またはN95マスク、ゴーグル、手袋、上下感染防止衣を着用するなどの標準感染予防策を行うとともに、帰署後の隊員の健康管理と救急車の消毒を徹底しております。

また、医療機関との事前の取決めはありませんが、保健所とは密な情報共有、連絡体制の構築をする必要があることから、保健所との取決めにつきましては、令和2年2月、県東部地域のメディカルコントロール協議会、保健所及び消防機関が参加した新型コロナウイルス感染症に係る調整会議を開催しております。

感染の疑いのある患者の対応といたしまして、消防機関は119番通報などによる救急要請を受けると、救急車を要請場所に出動させることとなりますが、保健所につきましては、原則として職員が現場に赴くことはございません。そこで、この会議において、保健所と消防機関との間で、発熱、または呼吸器症状があり、確定者と濃厚接触歴がある方など、感染が疑われる患者の対応について取決めがなされております。

まず、救急隊が現場で患者の緊急度、重症度を判断した結果、どちらかが高いと判断した場合とそうでない場合に区分をいたしまして、緊急度、重症度が高いと判断した場合は、通常の救急活動と同様の対応となります。緊急時受入れ可能な医療機関へ患者の病態を連絡するとともに、

新型コロナウイルス感染症疑い要件に合致する旨を伝え搬送いたします。医療機関収容後、医師の判断によりPCR検査などが実施される場合、医療機関から検査結果について連絡いただくこととなりますけれども、陽性判定が出た場合には、診断した医師が保健所へ届け出ることとなりますので、以後の対応は保健所の指示によることとなります。

続きまして、緊急度、重症度が高くないと判断した場合には、現場から救急隊が保健所担当者へ電話連絡を行い、新型コロナウイルス感染症疑いの患者を対応している旨を伝えた後、患者さん本人から保健所担当者に連絡をしていただきます。保健所の担当者から患者さん本人に感染症に関する説明をさせていただき、自宅待機、または自己受診を促すこととなりますけれども、救急車で搬送を希望された場合には、保健所担当者により搬送医療機関が調整され、救急隊は情報提供された医療機関へ搬送することとなります。

また、患者さんが救急搬送を御辞退された場合、自宅待機を選択された場合でも、救急隊は容態変化等があった場合には必ず再度、救急要請するよう申し伝えて現場を引き揚げることであります。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） 聞いて、ハンハンと納得しました。まだいろいろそのときの判断というのが非常に難しいかなというふうに思います。ぜひその辺の判断のほうを熟知しながら、また勉強会を開いて対応していただければと思います。

続きまして、災害のほうに移りたいと思います。

昨今、各地で大災害が発生しております。たまたまという言葉は変な言葉かもしれませんが、静岡というところはまだなくて、本当によかったなというふうに思っております。

それで、こういう災害というのはいつ来るか分からないというのが災害、地震、風水害等が来る、等々が起きたときのいろいろな避難生活が今度は余儀なくされる。そんな中の対応策のマニュアル、そういうものは行政であると記憶していますが、コロナが発生した今、マニュアル等を変更したのかお伺いいたします。

また、避難所等との連携はどのような対応となっているのか合わせてお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 鈴木警防救急課長。

○警防救急課長（鈴木清明君） 地震、風水害等の災害発生時における避難生活対応マニュアル及び消防本部との連携についてお答えをさせていただきます。

災害発生時に開設されます避難所における生活対応マニュアルなどは、各市町地域防災計画で定められておまして、消防本部で策定したマニュアルはございません。

避難所との連携に関しましては、地震や風水害など災害が発生し、各市町の災害対策本部が開設される場合、直ちに各市町災害対策本部へ消防職員を派遣し、消防本部に設置される警防本部と各市町が情報共有する体制が取られるため、避難所の開設状況や収容人員など、情報の共有が図られ、これらの情報を下に避難対象地域における避難誘導などを行う計画となっております。

とから、災害発生時に必要な連携が取られていると考えております。

○議長（松田吉嗣君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） よく分かりました。

最後の質問になります。広報についてお伺いいたします。

ちょっと余談の話になりますけれども、自分のちょっと知り合いというか、自分を応援してくれる人にちょっと話を聞いたところ、消防はまず、長泉町に今住んでいる方なただけけれども、合併したこと自体も分かっていないというふうな人も正直います。なもんですから、こういうことだとちょっとまずいかなんていうふうに思って、ちょっと広報のほうに力を入れたらどうかということで、今回質問させていただきます。

管内の住民の方に安心安全を伝える意味で、南東消防組合の単独での広報紙を発行できないか、難しければ市町の広報紙、2月、9月定例会の掲載を検討してはと考えるが、広報紙の考え方というのは、南東消防はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） 広報紙についてでございますが、議員御指摘の市町広報紙との連携について、まず御説明させていただきます。

市町の広報担当課に火災予防運動や救急講習の募集など、定期的なイベントは年間の掲載予定を提出し、掲載時期が参りましたら改めて広報担当課に依頼し掲載させていただくなど、御協力をいただいております。その他の広報といたしましては、消防組合のホームページを活用しておりますが、消防本部の広報といたしましては、他の管轄を含めた火災など、早急に火災予防を注意喚起すべきと判断した場合などは、時機を逸せずに広報する必要がありますことから、原稿作成から発行までに時間を要する広報紙ではなく、即時性がありますホームページによる広報に現在は重きを置いておりますことから、組合としては、現在のところ広報紙の発行は考えておりません。

また、消防組合の定例会の内容の掲載につきましては、その内容が紙面を多く占有することになりますので、消防組合のホームページに議員紹介、定例会、臨時会に上程されました議案、議事結果、議事録などを掲載しておりますので、ホームページを御覧いただけるよう、機会あるごとにホームページの広報をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） 考え方はホームページと言いますが、年配の方というのはホームページの見方も知らない、そういう方々に、やはりそういう方が弱者になるおそれがありますから。ホームページ以外はもうほとんど考えていないという考え方でいいのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） まず、ホームページですけれども、見やすく興味を引くように、キー

ワードには適切なタグを使ったり、注意を引くタイトルにするなど、適宜リニューアルをして新しい情報を積極的に掲載するなどしていきますが、そのほかに市町の広報紙に情報を掲載する際、機会あるごとにホームページへのアクセスを促すなどしてまいりたいと考えております。また、広報紙にもそれ相当の経費がかかりますことから、今後、市町の広報担当課にいろいろ御享受していただきながら、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） 自分が言いたいのは、ホームページは確かにそうなんだけれども、紙ベースで、例えば予防週間だったら、そういう部分で、年間に1枚や2枚、そういうふうな広報紙が作れないかなというふうに思っていますけれども、そこもやはり何も考えていないという考えでよろしいでしょうか。

○議長（松田吉嗣君） 羽田総務課長。

○総務課長（羽田浩二君） 定期的な広報紙については、市町の広報担当課にいろいろ教わりながら今後検討してまいります。突発的な広報紙、火災予防運動であったり、そういった場面のときには適宜、市町の広報紙に折り込み印刷などを入れるなどして現在やっているところでございます。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 井出議員からただいま大変重要な御提案をいただきました。いろいろと工夫しながら、ホームページを御覧になれないような方々に対しましても、できる限り分かりやすく、また、富士山南東消防組合がどのような活動をしているかということをお理解いただいたり、引き続き消防活動への御協力もいただかなければなりませんので、広報に対しましてもいろいろと工夫して、これから努力をしてまいりたいと思いますので、御理解、御協力のほうをお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（松田吉嗣君） 井出春彦君。

○議員（井出春彦君） 私も本当に広報というのは非常に大事だと本当に思っていますから、ぜひ今後ともよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（松田吉嗣君） 以上で4番 井出春彦君の発言を打ち切ります。

次に、2番 堀江和雄君の発言を許します。

堀江和雄君。

〔議員 堀江和雄君登壇〕

○議員（堀江和雄君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

平成28年4月に三島市、裾野市、長泉町の消防事務の広域化がスタートして早くも5年目を迎

えています。3月末には待望の裾野消防署伊豆島田分署が開署し、救急隊1隊、消防車と救急車の乗換運用隊1隊の計2隊が新たな運用を開始しました。

本年は2月頃より人類の新しい脅威となる新型コロナウイルス感染が発生したことにより、私たちの住む地域でも生活のありようが一変しました。7月に入り、ウイルス感染者の再びの増加傾向により、現場においては見えない敵との戦いが日々続いておりますが、徐々に新しい生活様式が地域の皆様にも浸透しつつあります。

このような状況下でも救急、消防の現場においては、感染症対策を徹底しつつ任務遂行に感謝申し上げます。改めて富士山南東消防組合本部の火災現場への対策、感染症患者搬送等における感染予防体制、健康管理、広域運営計画の中郷分遣所のこれから、交通インフラ整備における消防力の充実強化をどのように進めていくのかについて伺います。

初めに、静岡県吉田町の倉庫火災の状況と当消防本部での対応について伺います。

本年7月5日にレック株式会社静岡事業部第2工場で倉庫火災が発生し、消防車27台、救急車6台、消防ヘリコプター1台が出動、その後約30時間にわたり延焼、その結果、3人の消防士と1名の警察官の計4名の方が命を落としてしまうという痛ましい事故の報道がありました。起きてはならない非常に悲しい事故が起きてしまいました。

私たち富士山南東消防本部も約250名の優秀な消防職員の皆様がおられます。もとより消防士、救急救命士を目指した皆様は、事故現場、火災などの危険な状況下でも懸命に消火活動、救出活動を遂行していただいております。だからこそ二度と今回のような事故で尊い消防職員を失うことがあってはならない、何としても犠牲を出すことを未然に防がなければならない、このような市民の立場から質問します。

その上で、消防士として活躍されておられるプロの目から見て見解を伺います。

初めに、事故の状況とその後の検証結果について、現場で想定されなかった状況をどのように捉えておられるのか伺います。

○議長（松田吉嗣君） 鈴木警防救急課長。

○警防救急課長（鈴木清明君） それでは、事故の状況とその後の検証結果及び現場で想定されなかった状況についてお答えをさせていただきます。

当消防本部では火災発生後、静岡市が速報として発表した事故の概要情報は既に把握をさせていただいておりますが、通常出る総務省消防庁からの災害即報などによる時間経過や事故に至るまでの経緯などについての情報提供が現在されていないところでございます。現在のところ詳しい事故原因や現場活動状況などは把握できておりません。

しかしながら、消火活動に複数の消防隊員が亡くなるという重大事故の発生を受け、当消防本部では、倉庫火災における過去の災害事例や建物用途及び構造などにより発生が予想される危険要因や現場活動要領などを検証したところでございます。

○議長（松田吉嗣君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 2つ目に、事故を受けて人命救助とそこにある危険を回避する判断力、そ



して団員への指揮命令について伺います。

○議長（松田吉嗣君） 鈴木警防救急課長。

○警防救急課長（鈴木清明君） 人命救助と危険回避能力の向上及び指揮命令についてお答えをさせていただきます。

事故発生の情報確認後、倉庫火災が発生した場合に建物構造や使用状況などにより発生する可能性があるフラッシュオーバー現象やバックドラフト現象といった爆発的燃焼現象の危険回避要領や一般的に留意しなければならない安全管理上の事項が列挙されております総務省消防庁が作成した安全管理マニュアル、一般的な活動要領及び消防活動基準を全職員に周知をさせていただきました。各署において倉庫火災を想定した消火活動や人命救助などのシミュレーション訓練も併せて実施をさせていただいたところでございます。

また、指揮命令につきましては、災害現場付近に現場本部を設置し、指揮隊を中心に現場指揮活動を実施するとともに、状況に応じて所轄の消防署長などが現場に臨場いたしまして、指揮権を行使することとしておりますことから、現場活動における指揮命令系統は確立していると考えております。

○議長（松田吉嗣君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） それでは、3つ目の質問に移ります。

富士山南東消防管内の5,000平米以上の倉庫、工場の現状と、事故後の倉庫など設備点検をされたと思いますが、これらの内容について伺います。

○議長（松田吉嗣君） 下山予防課長。

○予防課長（下山和典君） それでは、お答えします。

管内の類似事業者数と意識啓発と事故後の設備管理検査内容についてお答えします。

吉田町で発生した大規模倉庫火災を受け、裾野市内にある同事業所大規模倉庫及び管内の延べ面積5,000平方メートル以上の大規模倉庫を類似対象物として抽出し、三島市内1対象物、裾野市内4対象物、長泉町内4対象物の合計9対象物を火災発生翌日の7月6日から特別立入検査を実施しました。特別立入検査では、防火管理体制、消防用設備等の維持管理、避難経路の維持管理及び物品の保管状況等を確認し、防火対象物関係者の方に防火管理体制の重要性、避難経路の確保及び消防用設備等の維持管理等を指導しました。

今回特別立入検査を実施した防火対象物につきましては、重大な法令違反は認められませんが、今後も定期的に立入検査を実施し、防火管理体制の維持管理等の指導を継続して行ってまいります。また、特別立入検査を実施して得た情報を現場活動する消防隊と情報共有し、今後の警防活動に生かしてまいります。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） 何点か伺わせていただきました。あの7月5日の吉田町の消防火災については、多くの方が今度の事件について胸を痛めているところであると思います。私たち消防組合

も本当に250名の優秀な職員の方が日々現場に出ていかれる、こういったことを考えますと、私たち、ここにいらっしゃるのはこの250名の方の命を預かる最高責任者という位置づけにあるかと思えます。どうかこれからも、今の現場では事故調査委員会、それが引き続き調査をされているようでもありますけれども、報道で様々、皆様は現場の状況もつぶさに知っておられるかなというふうに思います。今回の亡くなられた職員の方は30代、40代、本当に働き盛り、そしてまた考えてみれば、家庭も、そしてまだ若いゆえに、その方のお父さん、お母さんも御存命でおられる、こういったことを考えますと、本当にこのようなことがこの管内においては再び起こしてはならない、このような決意で進めていただければ、このように思います。ぜひともよろしく願いをいたします。

次に、コロナ感染症について伺います。

これについては、先ほど井出議員から種々対応、対策について説明がありましたので、質問については割愛をさせていただきます。ただ1点、これは私たちも職員の方も様々感染症対策をする上でも感染をしてしまう、こういったことがあり得ると思えます。民間企業でも感染をした場合には1週間、もしくは2週間出勤停止ということもあるようでございます。そういったことも想定をして、救急隊1隊がなくなった場合にどのように出動していくのか、こういったシミュレーションもぜひ進めていただきたいと、このように思います。

次に、中郷分遣所の今後について伺います。

三島市の中郷地域は、消防が広域化される以前より消防、救急力の強化が必要であると考えられていました。そのためにできるだけ早い時期に救急車の配備が求められ、現在の消防議会においても、中郷分遣所への救急車の早期配備を求める質問がされてきたと認識しています。もとより中郷地域は富士山南東消防本部の南端に位置し、狩野川を挟み、沼津市、函南町、そして清水町と隣接している地域であります。また、この地域は海拔10メートル以下のエリアもあり、台風など風水害時においても度々消防、消防団、このような方に救急出動を頻繁にお願いしてきた地域でもあります。広域消防運営計画にも計画がございます。中郷分遣所の今後の計画について伺います。

初めに、広域消防運営計画について、中郷分遣所の候補地選定、そしてその進捗、今後の予定、救急車の配備について一括して伺います。

○議長（松田吉嗣君） 一之瀬消防次長。

○消防次長（一之瀬徳博君） お答えさせていただきます。

まず、三島消防署中郷分遣所につきましては、昭和49年に建設がされておりまして、建設から既に46年が経過してございます。建物全般の老朽化に加えまして、建築当時と比較いたしますと、消防車両も大型化してございます。また、消防資機材やOA資機材等の増加もありまして、執務室並びに仮眠室等も大変手狭な状態でございます。

こうしたことから、消防広域化の際にお示しをさせていただきました広域消防運営計画におけます消防施設整備計画におきまして、令和5年度に中郷分遣所の建て替えを計画し、令和6年度

からは運用開始をするということで計画をさせていただいております。

当消防本部では本年2月に構成市町の危機管理担当部長さんとで構成いたします部長会におきまして、当中郷分遣所の整備事業に関しまして、全体の事業計画や課題等につきまして協議を行っております。また、本年6月からは、消防本部内におきまして、中郷分遣所整備に関する建設委員会を設置いたしまして、分遣所の整備に関する協議検討を重ねております。

今年度は、分遣所建設用地の適地の絞り込みや選定をしていく予定で現在話し合いを進めております。消防庁舎の建設場所は、自然災害の影響を受けにくいことはもとより、防災の拠点としての機能のほか、管轄する各地区への出動のしやすさであったり、敷地の形、また法的な条件など、諸課題を精査いたしまして候補地を絞っていく予定でございます。

続きまして、救急車の配備についてのお尋ねでございますが、救急車の配備につきましては、三島市の南部地域におけます救急出動状況を考慮いたしまして、庁舎建設に合わせて配備をしてみたいと考えております。配備する救急車につきましては、三島消防署管内に配備しております4台の救急車のうちから1台の配置換えを行うとともに、消防隊、救急隊の専従化を図ることなども併せて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ただいま中郷分遣所の今後の計画、予定について、また進捗について答弁をいただきました。分遣所整備に関する建設委員会を立ち上げて、これから進めていくというお話でございます。今後様々なことが予想され、この人口様態も変化をしてまいります。また、構成市町の人々のありようも変わってくるかと思えます。救急出動に関しても様々、今回のコロナウイルス、こういったこともありまして、救急に対するこういった要望、これらも変化をしてくるのではないかと、このように思います。このようなことから、しっかりと計画、また地元の方の安心安全、こういったことも含めてしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

次に、この救急出動に関してでございますが、ここに救急出動に全ての方が搭乗する救急救命士について少し伺いをいたします。

救急救命士の資格保持者と現状で出動されている救急救命士の人員、救急救命士の目標人員について伺います。

○議長（松田吉嗣君） 鈴木警防救急課長。

○警防救急課長（鈴木清明君） 救急救命士の資格保有者と救急隊として出動する救急救命士の人員及び目標人員についてお答えをさせていただきます。

令和2年4月1日現在でございますけれども、救急救命士の資格を保有している職員は77名おります。このうち救急隊員として運用している職員は55名となっております。現在9隊運用している救急隊へ2名の救急救命士を配置し、運用をさせていただくことといたしますと、救急隊員として運用する救急救命士の資格保有者は72名必要となりますことから、毎年度3名の職員を救急救命研修所へ入校させ、資格取得者を養成する計画としておりますけれども、研修所の受入れ

人数にも限りがございます、令和2年度は2名の入校となっております。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ただいま救急救命士の資格を保有している方は77名、これは250名の職員のうち77名という理解でしょうか。そのうち救急隊員として、業務として就いている方は55名、このほかの方は、例えば指令センター、こういった別の部署で活躍をされていると、このように理解をいたします。目標72名が必要ということでございます。

今回の令和元年度の決算の中にも救急救命士が様々現場で研修を受けていると、こういったこともございました。この救急救命士の再教育病院実習が延べ150名、また気管挿入病院実習が3名、就業前病院実習、こういった方も4名いらっしゃると。こういったことで救急救命士の方の専門化、高度化、こういったことが日々求められているのではないかと、このように思います。改めてこの救急救命士、毎年約3名の方が予算を組んでいただいて、この救急救命士の養成、こういったことにも予算をつぎ込んでいただいているかと思えます。さらにこの目標に達するように、また、一人一人の救急救命士の方の技術、判断力、こういったものが向上しますように、ぜひともよろしく願いをいたします。

最後に、交通インフラ整備について伺います。

交通インフラ整備における消防力充実強化をどのように進めていくのかについて伺います。

三島市、裾野市、長泉町を縦横に走る伊豆縦貫道が交通量も増え、さらに車線も4車線化が進むなど、拡張整備がされています。伊豆縦貫道塚原インターに接続されている国道1号線の笹原山中バイパスが開通し、利便性がよくなりました。市内の都市計画道路である谷田幸原線が順次整備され、長泉町との接続が待たれるところです。さらに長泉町の池田終線が明年3月末には新東名沼津とつながる計画であり、今後、新東名、東名高速などへの管轄範囲が増えることが予想されます。

三島市、裾野市、長泉町周辺エリアの交通インフラが整備されることに伴い、将来に向けての消防力の充実強化をどのように考えているのか伺います。

○議長（松田吉嗣君） 風間消防長。

○消防長（風間光明君） 私からは、交通インフラ整備における消防力の充実強化をどのように進めていくのかについてお答えさせていただきます。

消防広域化以降、伊豆縦貫道は通勤や沿線の観光施設を訪れる観光客も増え、朝夕のみならず交通量も増えてまいりました。また、長泉町の池田終線と三島市の谷田幸原線の一部が整備され、今後、新東名高速道路の長泉沼津インターに結ばれてまいります。併せまして、ネクスコ中日本が進めております東名高速道路、そして、新東名高速道路では、今年度末までに御殿場ジャンクションより以北に延伸され、御殿場市仁杉地先に新設される御殿場インターチェンジまでの間が完成予定で、当消防本部の管轄区域もそれぞれ広がってまいります。

裾野市におきましても市内を南北に縦断する農免道路が近い将来、御殿場市神山地先と接続さ

れるなど、各所の道路インフラ整備は産業や観光面での利便性を大きく高めていくものと考えております。

一方で道路整備を伴う交通量の増加は、交通事故等がやはり増える懸念もございます。構成市町での各種災害には、災害現場の直近署所から必要となる緊急車両を現場へ出動させるとともに、消防力の不足する場合には管内隣接署所より追加隊を向けることができます。

しかしながら、東名高速道路や新東名高速道路などの自動車専用道における災害活動では、事案によっては長時間の活動を余儀なくされるものもあり、構成市町内の消防力が一時的に手薄になることも考えられますので、災害情報を的確に捉え、効率的な消防力を投入する必要もございます。

今後も引き続きこの道路インフラの整備に伴う各種災害を注視し、自動車専用道における災害時であっても、構成市町内における消防力が適正に保持できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ただいま今後の消防力の充実強化について伺いました。

私たちの住む2市1町、この都市計画道路、様々な高速道路、また伊豆縦貫道も含めて交通量も増え、整備もされてきております。また、救急車、消防車の到着時間、こういったものも今後変化をしてくるかもしれません。それに合わせしっかりと私たちが適正な市民、この2市1町の地域の皆様を守る消防力、充実強化ができますようにさらなる精進をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（松田吉嗣君） 以上で2番 堀江和雄君の発言を打ち切ります。

以上で通告者による一般質問は全て終了いたしました。

これで一般質問を打ち切ります。

---

### ◎閉会の挨拶

○議長（松田吉嗣君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 令和2年富士山南東消防組合議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の言葉を申し上げます。

富士山南東消防組合議会9月定例会を招集させていただきまして、御提案した各種議案等につきまして慎重に御審議をいただき、認定、そしてまた議決を賜りまして、心から感謝いたしておるところでございます。

今議会で頂戴いたしました貴重な御意見、重要な御意見、御提言をいただいたわけでございますけれども、今後の組合運営に十分に生かしてまいる考えでございます。また、職員一丸となりまして、引き続き2市1町の市民、町民の生命、身体、財産を守るため全力を尽くしてまいりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜るようお願いを申し上げます。

組合議員の皆様におかれましては、まだまだ暑さ厳しい日が続くわけでございますので、御自愛をいただくとともに、新型コロナウイルス感染症の予防にも御留意をいただいて、ますます御活躍されますことを心から御祈念いたしまして、簡単ではございますけれども、閉会の御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（松田吉嗣君） これをもちまして、令和2年富士山南東消防組合議会9月定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時04分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和2年8月13日

議 長 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 藤 江 康 儀

署 名 議 員 川 原 章 寛